

はじめに

厳しい財政状況下において、更新期を迎えつつある老朽化した公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を行うことが課題となっており、国からも公営住宅分野における長寿命化計画の策定が求められている。

千葉県では約 2 万戸の県営住宅を管理しており、これまで「県営住宅ストック活用計画(平成 18 年度)」に基づきストックの計画的な活用・維持管理に努めてきたところであるが、計画策定から 5 年を経過し、社会状況等が変化する中で計画全体の見直しが必要となっていた。

また、千葉県の住宅政策の基本方針である住生活基本計画が見直され、平成 23 年度から「第二次千葉県住生活基本計画」がスタートするが、県営住宅に関しては広域的な需給のバランスに基づく住宅セーフティネットとして役割が期待されているところである。

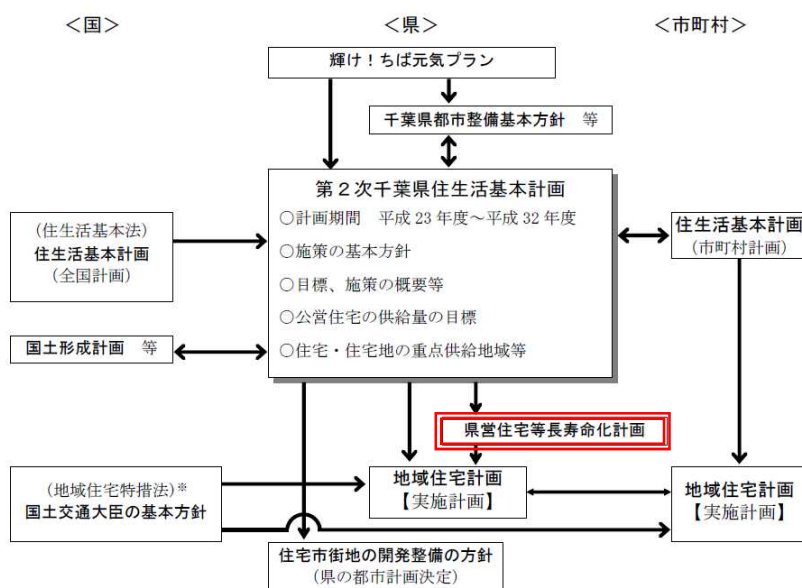
このため、現行のストック活用計画を発展的に見直し、新たに「県営住宅長寿命化計画(計画期間：平成 23 年～32 年度)」として策定することとした。

●既設公営住宅改善に係る計画の経緯

千葉県の計画	根拠（国の制度）
○平成 13 年度 「千葉県公営住宅ストック総合活用計画」の策定（計画期間：H13 年～22 年）	＜改善事業に対して国が補助する要件＞ ○平成 12 年度 「公営住宅ストック総合改善事業」の創設 ・「公営住宅等ストック総合活用計画」に基づく事業であること
○平成 18 年度（見直し） 「県営住宅ストック活用計画」の策定（計画期間：H18～27 年）	↓ 改正
○平成 22 年度（内容の精査・追加） 「 <u>県営住宅長寿命化計画</u> 」の検討（計画期間：H23～32 年）	○平成 21 年度 ・「公営住宅等長寿命化計画」に基づく事業であること（注）に改正

（注）平成 26 年度以降は、公営住宅等長寿命化計画に基づく改善事業、建替事業以外は交付金の助成対象とならない。

●長寿命化計画と関連施策（計画）との関係



※地域住宅特措法：地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法